

環境省告示第七十六号(平成24年4月17日)で定める
「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等」の概要

1 災害廃棄物の受入れ基準

- ・可燃物：焼却後の焼却灰等の放射能濃度が8,000Bq/kg以下。焼却前の災害廃棄物の放射能濃度の目安として、240Bq/kg以下、流動床炉を用いる場合は480Bq/kg以下（十分な安全率をもった基準）。
- ・再生利用：製品としての流通前段階で、放射能濃度が100Bq/kg以下。
- ・不燃物：放射能濃度が8,000Bq/kg以下。実際の放射能濃度は、不検出から数百Bq/kg以下。

2 処理の方法

- ・可燃物の焼却処理：高度の機能を有する排ガス処理装置(バグフィルタ等)が設置されている施設で焼却。焼却灰等は最終処分場に埋立。

→水面埋立の場合：陸域化した部分…陸上の最終処分場と同じ。

水面部分…水面埋立地の残余水面部の内水の放射能濃度が、最終処分場周辺の公共水域の放射能濃度限度以下(下記の式を満たすこと。)であることを要する。

$$\frac{\text{セシウム 134 の濃度 (Bq/kg)}}{60 \text{ (Bq/kg)}} + \frac{\text{セシウム 137 の濃度 (Bq/kg)}}{90 \text{ (Bq/kg)}} \leq 1$$

- ・再生利用：製品として広く市場に流通しても問題が生じないように再生。
- ・不燃物の埋立：最終処分場に埋立。

3 広域処理における安全性の確認方法

① 搬出側での確認方法

- ・一次仮置場（災害廃棄物の発生地周辺の仮置場）において、災害廃棄物の種類（木質、紙類、繊維等）ごとに放射能濃度を測定し、「1」の基準を満たしていることを確認。
- ・二次仮置場（広域処理が行われる災害廃棄物が搬出される場所）から災害廃棄物を搬出する際に、空間線量率を測定し、バックグラウンドと比較して有意に高くないことを確認。

② 受入側での確認方法

- ・可燃物の焼却処理、埋立：焼却灰等の放射能濃度を月1回程度測定。最終処分場の敷地境界にて空間線量率を週1回程度測定。水面埋立の場合、残余水面部の内水の放射能濃度を月1回程度測定。
- ・再生利用：再生利用前の均質化された状態で放射能濃度を月1回程度測定（製品についても同様）。
燃焼を伴う場合、焼却灰等の放射能濃度を月1回程度測定。
- ・不燃物の埋立：埋立前の状態で、放射能濃度を月1回程度測定。
最終処分場の敷地境界にて空間線量率を週1回程度測定。